第２９回福岡県職員倫理審査会　議事録（要旨）

１　日時

令和８年９月２日（水）10時00分～11時00分

２　場所

福岡県庁10階南棟　行政特別西（行政特１）会議室

３　出席者

小原　清信委員（会長）、福山　聖委員、大慈彌　祐子委員

４　会議の内容

（１）開会

（２）事務局挨拶（総務部次長）

今般問題となった、部課長会による政治資金パーティー券の購入問題や議会質問に関する情報の他の議員や会派への提供及び質問原稿作成の問題につきましては、県民から県政運営に対する疑念や不信を招く結果となり、県として大変重く受け止めている。

今後、二度とこのような事態を繰り返さぬよう、職員の服務規律の徹底と意識改革に、全庁を挙げて取り組んでいるところ。

その一環として、「福岡県職員倫理規則」を改正し、議員との関係において県民の疑念や不信を招く行為を明確に禁止することにより、職員の倫理保持を図り、公正で透明性の高い県政運営を確保したいと考えております。

本日は、改正案につきまして、委員の皆様より忌憚のないご意見を賜りたい。

（３）議事

福岡県職員倫理規則の改正について

・事務局から、改正案について説明を行った。（資料別紙）

・主な質疑、意見は以下のとおり。

・審議の結果、改正案に関して異議なし。

（委員）

・　倫理規則の改正をするということで説明があった。倫理条例を改めて確認したところ、大部分を規則に任せているつくりとなっている。条例の第６条第２項に「利害関係を有する者」の規定がある。規則では、今回の改正で「利害関係者等」とし、「等」の部分で違うカテゴリーである議員を規定するのが、着目すべきところと考えている。

・　議員とは何かを考えたとき、本来、議員は公益のために活動している。しかし、地方自治法で規定されている議員の枠を飛び越えて、活動している議員の存在があるのではないか。住民も議員に言えば、行政に言ってもらえるという認識があり、住民の考えも改めなければならない。議員は何のためにあるのかが問われている。

職員を守る条例とセットになると思う。

・　政治資金パーティーの問題があったが、それに職員が出ざるを得ないような状況・雰囲気があったのだと思う。

・　議会質問の問題についても、議員側と執行部側でwin-winの関係があったのではないか。自治法の立て付けからしても、適切なバランス・緊張関係がある必要があるので、正していく努力が必要と思う。

（事務局）

・　本県の倫理条例制定の経緯としては、当時、全国的に倫理条例を制定する動きがあった中、本県では、事業者との間で贈収賄の問題が起こったこともあり、条例を定めた。倫理条例は公務員としての基本的心構えや倫理行動規準といった公務員としての当たり前の決まりを定めたもの。個別具体の禁止行為は、倫理規則で定め、これまで事業者を主眼としていた。

・　しかし、今般の議員との関係で県民の疑念を抱く事態となっていることから、改正を行うこととしたところ。条例は議会に諮る必要があるが、規則は、議会に諮ることがないため、本審査会で御審議いただきたい。

・　規則にどこまで規定するかという議論もあったが、今回の件を重く受け止め、今後二度と起こさないよう、規則に明確に規定することとした。

・　条例についてのお話があった。議員の皆様におかれては、行政をチェック・監視する権限がありつつ、地元の方の要望・陳情を受けられている。規則の改正については、職員が襟を正すため、条例については、職員を守るため制定することとして進めている。適度な距離感・緊張関係の中で県民のための県政を進めていきたい。

（委員）

職員を守る条例は執行部から出すのか。

（事務局）

そのとおり。我々から条例案として提案し、議会で審議いただく予定。

（委員）

条例で規定するのは全国で初ではないか。

（事務局）

都道府県では全国初。

（委員）

議会質問に関して、部長通知では「幹部職員」、「執行部職員」と言葉の使い分けがなされているが、規則案では、「職員」としているのはなぜか。

（事務局）

幹部職員とは本庁でいうと所属長以上の職員で、実際に県議の方とやり取りする。執行部職員は、実際に答弁を作る課長補佐等を想定している。しかし、定義をはっきりさせるとともに、通知から規則にすることで重みを持たせたい、また、若手職員もいずれ関係してくるので意識を根付かせたいことから、規則案では、対象者の限定は行わず、「職員」で統一している。

（委員）
　議員から（議会質問に関連して）教えてほしい、と言われることはあるのではないか。情報提供との境目が難しいのではないか。
（事務局）
　根拠となる数字や統計的なものは、当然お出しする必要があると考えており、所管の財政課がルール作りを行っている。

（委員）
　規則だから議会は直接関係ないが、議会側にも重要なことだと考えていただかなければならない。
（事務局）
　知事も抜本的な改革をしなければならないという強い考えがある。職員を守る条例と併せて、この規則の改正についても説明していかなければならないと考えている。

（委員）
　部長通知が６月と７月になされているが、職員の方々の意識や考え方が変わっているのか。
（事務局）
　正直なところ、禁止だとは認識しつつ、職員の中には、混乱や戸惑いがあるように見受けられる。周知はしっかりされているが、長年行ってきたことを変えるため、これから、継続的に周知を行う必要があると考えており、それが次第に当たり前になっていければと考えている。規則改正をさせていただければ、継続して研修等の場で積極的に周知していき、当たり前にするために、取り組んでいきたいと考えている。
（委員）
　組織にいる身で、切り替わりの難しさを感じている。大事なのは上司の方だと思うので、ぜひ上司の方に認識を改めていただきたい。

（委員）
　２つの部長通達を見て、安心した人もいるのではないか。
（事務局）
　部課長会問題については、これまでの経緯や、実際に行われていた行為が政治資金規正法等に抵触していないか、というのは、第三者委員会に判断してもらうべく、設置に向けて動いているところ。そこで調査・認定・評価をしていただき、我々もそれを受けてしっかりと対応していきたいと考えているところ。

（委員）
　現在問題になっていること以外の問題が、今後、発生した場合はどうする予定か。
（事務局）
　これまで、何が問題で発生したかの事実関係を把握し、総務部長通知で該当の問題行為を禁止する、慎むなど、できる限りスピード感を持って対応してきた。今後何かあった場合、同様の対応を行いつつ、問題の重みや重要性を考え、県民の皆様から疑念を招くようなものがあった場合、必要に応じて、規則の改正のため審議いただく可能性はあると考えている。